

〔別紙〕

様式1

事業報告書

(自 令和 3年 9月 1日 至 令和 4年 8月 31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 井口矯正歯科クリニック
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
- 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県長崎市銅座町4番14号青木ビル2階
- (3) 設立認可年月日 令和 元年 9月 9日
- (4) 設立登記年月日 令和 元年 9月 25日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人 井口矯正歯科クリニック	長崎県長崎市銅座町4番14号青木ビル2階	

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

該当なし

- (3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

なし

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 3年10月21日 令和2年度決算の決定

令和 4年 8月31日 令和4年度の事業計画及び収支予算の決定

〃 令和4年度の借入金額の最高限度額の決定

- (5) その他

なし

様式 3-2

法人名 医療法人 井口矯正歯科クリニック ※医療法人整理番号
 所在地 長崎県長崎市銅座町4番14号青木ビル2階

貸 借 対 照 表
 (令和 4年 8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	3,112	I 流動負債	8,261
II 固定資産	10,430	II 固定負債	12,000
1 有形固定資産	10,430	負債合計	20,261
2 無形固定資産		純資産の部	
3 その他の資産		科 目	金 額
		I 基 金	10,000
		II 利益剰余金	△ 16,719
		III 評価・換算差額等	
		純資産合計	△ 6,719
資産合計	13,542	負債・純資産合計	13,542

様式4-2

法人名 医療法人 井口矯正歯科クリニック

※医療法人整理番号

所在地 長崎県長崎市銅座町4番14号青木ビル2階

損 益 計 算 書
(自 令和 3年 9月 1日 至 令和 4年 8月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	39,324
2 事業費用	56,094
本来業務事業損失	△ 16,770
事業損失	△ 16,770
II 事業外収益	1,685
III 事業外費用	34
経常損失	△ 15,119
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純損失	△ 15,119
法人税等	71
当期純損失	△ 15,190

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 井口矯正歯科クリニック

※医療法人整理番号

所在地 長崎県長崎市銅座町 4 番 1 4 号青木ビル 2 階

財 産 目 録

(令和 4 年 8 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	13,542 千円
2. 負 債 額	20,261 千円
3. 純 資 産 額	△ 6,719 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	3,112
B 固 定 資 産	10,430
C 資 産 合 計 (A+B)	13,542
D 負 債 合 計	20,261
E 純 資 産 (C-D)	△ 6,719

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 井口矯正歯科クリニック

理事長 井口 修一郎 殿

私は、医療法人 井口矯正歯科クリニック の令和3年度（令和3年9月1日から令和4年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 4年10月21日

医療法人 井口矯正歯科クリニック

監事 井口 七海